

あひる



フレンドシップインタビュー

**当事者も家族も
安心して暮らせる社会をめざして**
本條義和

当事者も家族も 安心して暮らせる社会をめざして

本條義和

みんなねつとの歩み

公益社団法人全国精神保健福祉
連合会（みんなねつと・以下当連合

会）は、全国精神障害者家族会連合
会（全家連）の解散後、平成19年に設
立され、統合失調症やうつ病、発達
障害など、精神疾患をもつ当事者の
家族が集まってできた全国組織で
す。現在、全国の約1、200の家族

会が、都道府県ごとに連合会を構成
しており、約3万人の家族会員が参
加しています。

精神障害者や精神疾患への社会
的偏見はまだまだ根強く、その家族
は誰にも相談できず、ときとして孤
立することがみう

けられます。当連
合会では、これま
で、精神科の疾病
やその治療、福祉
制度などについて
家族同士で学ぶ
機会や家族相談
の技能の向上をめ
ざした研修など
を支援するとと
もに、政策の動き
や活動状況、地域
の情報などを掲
載した「月刊みん
なねつと」を発行、
家族同士の情報
交換や情報発信
にも力を入れて

きました。また、当事者と家族が安
心して暮らせる社会をめざし、全国
規模の調査研究を実施し、意見をま
とめ、国や地方自治体などに働きか
けるなどの活動も展開してきました。
さらに、広く国民の方々に向けた、
精神疾患や精神障害についての
啓発・普及にも取り組み、疾患理解
を深めるための小冊子の制作や家族
会の全国大会を開催してきました。

家族支援の新しい流れ

これまでわが国の精神障害者支
援は、当事者だけに焦点があてられ
がちで、家族は当事者をケアする存
在としてとらえられてきました。し
かし、当事者をケアする家族にもケ
アが必要です。そんななかで、イギリ
スのメリデン・ファミリー・プログラムの
ことを知る機会を得ることができま
した。

メリデン・ファミリー・プログラムで

は、家族を「障害者を介護する存在（ケアラー）」としてだけではなく、「支援が必要な当事者」としても位置づけ、当事者と家族を一体的な存在としてとらえていました。

同プログラムの専門研修を受けた人をケアラー支援ワーカーとし、そのケアラー支援ワーカーが家庭を訪問し、家族一人ひとりの悩みや家庭内での役割を聞き、アセスメントをするところからはじまるとしています。その上で、家族が抱える問題点に気づき、家族内で共有し、解決できるようなSST（ソーシャルスキルズ・トレーニング）や認知行動療法などを活用し、最終的に家族自身の力で問題解決ができるようになることをめざして支援していきます。家族関係がよりによくなることで、当事者のストレスも軽減し再発予防となり、再入院が減るなどの成果にも結びついています。

宿題を手伝うようにしました。その結果、その子は、忙しいなかでも宿題に取り組む姿勢が育ち、友達とも遊ぶ時間をもてるようになりました。また、ケアラーは、そのことをキッカケに、すれ違うことの多かった、父親・兄弟も含めた家族全員で問題を共有することを一緒に学ぶようにも支援し、家事を分担するなど、家族自らの力で問題を解決できるようにになりました。

ケアラーは、当事者やその家族とのコミュニケーション技術を学ぶとともに、家族の課題・問題をみつけ、解決に結びつけるために、SST（ソーシャルスキルズ・トレーニング）や認知行動療法の技法も学びます。

私たちは、2年前に、メリデン・ファミリープログラムの視察にイギリスへ渡り、昨年3月には、国内で初の技術研修についてのフォーラムを開催することができました。この支援技術の国内普及を当事者と家族のために積極的に展開していきたいと考えています。

公平な社会に向けて

わが国における精神障害者の福

祉制度は、知的障害や身体障害の方々と比べて、様々な面で立ち後れています。同じ障害をもつ仲間や家族という立場で、相談を受ける身体障害者相談員、知的障害者相談員は、それぞれ身体障害者福祉法、知的障害者福祉法で規定されていますが、精神障害者の場合は、同じ障害をもつ仲間や家族という立場で、当事者や家族の悩みを受容する相談員制度はまだありません。精神保健福祉法で相談員制度が設けられているものの、これは主に都道府県の行政職員が担っており、身体・知的相談員制度と異なります。

また、JRなどの鉄道長距離運賃や航空運賃の障害者割引についても、他障害では認められていますが、精神障害は入っていません。第三種郵便の障害者割引制度についても、知的障害では、本人もその家族も利用できることが明文化されていますが、精神障害の場合、当事者のみの利用で、その家族の利用は明文化されていません。こうした問題を解消するためにも、これまで以上に各地の家族会と協力しあうとともに、他の障害の関係機関とも手を携えながら、国や地方自治体に働きかけていく活動に力を注いでいきたいと思えます。



本條義和 (ほんじょうよしかず)

2000年精神障害者家族会「しらすぎ家族会」設立、代表就任。2006年社団法人兵庫県精神障害者家族会連合会会長就任。同年社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会評議員就任。2007年財団法人兵庫県障害者スポーツ協会理事就任。同年ひめじ授産振興センター代表就任。2008年特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)理事就任。同年NPO法人はりま福祉会設立、理事長就任。2012年社団法人兵庫県精神障害者家族会連合会を公益社団法人兵庫県精神福祉会連合と法人格変更、会長就任。同年公益社団法人全国精神保健福祉会連合会副理事長就任。2014年公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長就任。

社会的自立をはかるとともに 地域移行支援に向けて

医療法人松和会 門司松ヶ江病院 リハビリテーション課

当院の精神科デイケアは、社会的自立の準備として①規則正しい生活を確立すること②社会人として必要な生活習慣を身につけて社会性を高めること③対人関係を円滑にできるようにすること④自分の病気や今後の生活方針に積極的に取り組む姿勢がもてるようになることを目的とした医療活動を実践しています。

精神科デイケアの 治療的実践と就労支援

精神科デイケア（以下デイケア）での活動は、集団活動が中心です。

デイケアでは集団の中で他者と行動を共にすることで、人間関係や様々な場面での対処能力、対人関係の能力を身につけることができます。一つの共通した目的に取り組み過程において、自分の役割をもつことにより責任感を養うことができ、また同時に、自発性や積極性も高めていくことができます。

体力面では、スポーツや散歩などの身体を動かす活動を行い、ともすると衰えがちな体力の回復を目指して、次のステップでもある作業所や就労にも結びつけ、備えています。

現在、デイケアに通っているなかの10名の利用者が就労しています。就労している方々の雇用形態は一般就労、就労継続支援、事業所と、その人にあつた環境・場所で就労をつづけながら、次のステップアップへ向けて日々取り組んでいます。

デイケアを通して、就労されている3名の利用者をご紹介します。

デイケア活動での作業風景



健康的に充実した 日々を過ごす

Aさん（40代・男性 一般パート雇用）

Aさんは退院後、生活リズムをつくることと体力の回復を目標に、約半年間デイケアに通所しました。

デイケア利用開始当初は、午後から居眠りするなどの体力の衰えがみられていたAさんでしたが、デイケア通所をつづけていくなかで、散歩などの活動に参加し徐々に体力が回復していきましました。

次第にAさんは、生活リズムが安定して体力もつき、大型ディス

ゲートボール風景



カウントショップに就職することができました。現在Aさんは、職場の人とも楽しく働くことができ、半年間パートでの就労を継続中です。現在はパートですが、週5日の勤務でさらに就労時間を増やすことに意欲的がなっています。また、仕事だけではなく、勤務先の休日には趣味で身体を動かすことで気分転換をはかり、健康的に充実した日々を過ごしています。デイケアにも時間をみつけて現在も通っています。

友人との交流で気分転換をはかっています

Bさん(40代・男性 就労前訓練十パート雇用)

退院後のBさんは、デイケアの利用は開始したものの、当初は就労への焦りもみられていました。そんなBさんに、デイケアスタッフが気づき、段階を踏むことを提案、Bさんとじっくりと話し合いをし、まずはデイケアのなかでの役割についてもらうことにしました。当院の開院祭では模擬店の店長を務めてもらい、Bさんは無事に店長をやり遂げました。次のステップとしてBさんは、院内で就労前訓練として清掃作業をすることになりました。そこでもBさんは熱心に清掃作業に取り組み、日数も作業内容もレベルアップしていきました。やがて就労前訓練の期間を経て、パート雇用へとステップアップを果たし、現在も継続中です。パート雇用となつたいまでも、Bさんは、デイケアの利用を継続し、友人との交流などを通して有効的に気分転換ができています。

必要とされ満足できるデイケアを目指して

ここで紹介した方は、就労しながら、仕事か休みの日に外来とデイケアを定期的にご利用しています。外来とデイケアを利用することにより、安定して就労を継続していくことができます。

デイケアに参加することで効果的な気分転換を行い、翌日からの就労への意欲を養っています。デイケアに参加して、慣れ親しんだ利用者とお互いの近況報告をしたり、スタッフに相談することなどで就労がつけられています。

今回は就労について取り上げましたが、デイケアではもちろん就労



ダイルムでの相談風景

支援にとどまらず、精神保健福祉士、作業療法士、看護師が利用者の皆さんが必要としている生活全般についての援助を行っています。参加する利用者が必要として、満足できるデイケアを目指して日々スタッフも取り組んでいます。

料理教室の風景



カラオケ風景



コミュニティカフェでの

「きょういく」「きょうよう」事

臨床心理

加瀬紀幸

「楽しそうだね」と声をかけると、Aさんは「えっ」とびつくりした顔で振り向いた。

「やばい、やばい、また怒られちゃう」小さな声でそういうと、手のひらで何度も頭を叩いた。

部屋の隅で、Aさんは歌を口ずさみながらお知らせのパンフレットを封筒に入れる作業をしていた。Aさんと会うのは二度目である。初めての時には緊張が感じられた。目の前の歌を口ずさんでいる姿からはリラックスしている雰囲気が出ているように見え、私は気軽に声をかけた。

彼の反応に戸惑いを覚えながら話を聞いてみると、楽しいから歌を口ずさんでいたのではないことがわかった。Aさんは一年以上ひとり家に引きこもっていたという。誰とも会わない時間が続いて、気がついたら、独り言をいったり歌を口ずさんだりするようになっていた。ようやく家の外に出られるようになって、みんなの中に入っても大丈夫になっているが、気がつかないうちに歌を口ずさんでいたりするので、世話になったワーカーさんから注意されているの

だという。

「それなら私の方が幸せかもしれないわ」私たちの話を耳にしたBさんがいった。

Bさんはだいたい前に夫をなくして一人暮らしであるが、愛犬がいる。どこに行くにも一緒である。どこまで通じているかは別にして、話しかければ反応は必ずある。感情表現は時に人間以上の豊かさをみせる。

人は、他者とのコミュニケーションがないと生きていけない存在である。他者が人間である必要はないのかもしれないが、声を出し言葉を発するのは、どのような形でも意味があるといえるだろう。

今までの話は、私が時折訪れる、とあるコミュニティカフェの話である。コミュニティカフェとは、ご存知のように地域のたまり場を総称する言葉である。カフェといっても場所や装い、メニューは実に幅広い。実際の喫茶店そのものから公共施設の一室、個人宅まである。挽き立てのコーヒーを出すところもあれば、コーヒーよりもお茶が主というところもある。近所の寄合所といったも良い。ようは人々が気軽に集える空間と時間が重要なのだ。

失われていった地域共同体を、新しい形で復活できないかという活動の一環で始まっているものが多いようだが、一度壊れてしまったものを別の形にするのは容易なことではなさそうである。

それなりに動いている組織でも、人がバラバラになれば三ヶ月でダメになり、それを修復するには三年かかるという。逆にいえば三年あれば何とかなるといいうことでもあろうが、同じ目的をもっていることを前提とした組織ですらそんなに時間がかかるとすれば、明確な目的を共有していない地域共同体が絆を取り戻すためにはどれほどの時間が必要だろうか？ 戦後高度成長時代から喪失が始まったと考えて計算してみると、新しい地域共同体の出現は少なくとも百年以上先の話である。

四半期ごとの数字に一喜一憂している昨今の世の中で、百年の計などという話は相手にされないだろう。

コミュニティカフェの店じまいの時間が近づいたところ、一人の老人が立ち上がって話し始めた。

「今日もまた楽しいひと時を過ごすこ



とができました。あらためて教育と教養が大事だということを心に刻んでおります」

一瞬、その場はしんとなって、皆引いてしまった。全く空気の読めない人だ。いくら元教員だったとしても、今のこの場にそぐわない「教育」「教養」などという言葉はいつて欲しくない。皆そう思ったに違いなかった。が、その老人の話は続いた。

「『きょういく』とは、『今日行く』ところがあるということ、『きょうよう』とは『今日用』事があるということです。年寄りが元気に過ごすにはこの二つが重要です。今日もここに來ることができました。感謝しております」

どつと笑いが起きた。

「今日行くか、そりゃいい」Aさんが声を上げた。もちろん私も含めてその場の人たちは、口々に「きょういく」と「きょうよう」の二つの言葉を繰り返していた。

いつも和気あいあいとして楽しい時間を過ごすことのできるカフェであるが、だんだんと年寄りの姿が多くなっているようだ。若い人たちは「行かなければならない」ところや「用事」で忙しいはず。年寄りばかりになっていくのはしかたがないのかもしれない。しかし、年寄りばかりになった時のカフェを想像してみると、それは現代版姥捨て山なのかもしれない。ふとそんな思いが心の隅を過った。



「障害者雇用納付金制度」の対象 事業主が拡大されます

平成27年4月から「障害者雇用納付金制度」の適用対象が拡大され、常用雇用者数が101人以上の事業主も同制度の対象になります。「障害者雇用納付金制度」は、「障害者の雇用に伴う事業主の調整を図り、全体として障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用達成企業に対して調整金、報奨金を支給することで、障害者の雇用等を図るための各種の助成金を支給」する制度です。

法定雇用率の達成事業主に支払われる「調整金」や「報奨金」は、在宅就業障害者へ仕事を発注した事業主に対しても支給されています。また、1週間あたりの所定労働時間もそれまで「30時間以上」だったものから「20時間以上30時間未満」へと短縮されるなど、働き方の多様化にもつながってくるものと思われています。

平成30年からは精神障害者の雇用も法律によって義務化されるため、企業ではこの動きに先駆けて精神障害者の雇用を進めています。厚生労働省の平成26年の調査によれば、同年6月1日現在、約2万7千人（前年に比べて24・7%増）の精神障害者が就労の機会を得ていますが、義務化によって精神障害者の雇用拡大がなされることへの期待が高まっています。



医療法人 社団 松和会

門司松ヶ江病院

〒800-0112 北九州市門司区大字畑355

TEL (093) 481-1281 (代表) FAX (093) 481-7069

URL <http://www.matsugae.or.jp/>

発行者：山浦 敏宏

《診療科目》 精神科・心療内科・内科

《関連施設》 介護老人保健施設「フレンドリー松ヶ江」

特別養護老人ホーム「松和園」

精神障害者福祉ホーム「カーサ松ヶ江」

精神障害者グループホーム「まつぼっくり」